

意見書

平成 21年 8月10日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 100-6150
住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏名 ISDB-T マルチメディアフォーラム
ぎちよう せき よしゆき
議長 関 祥行

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」(以下、方針(案))に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当フォーラムの意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しく願い申し上げます。

項目		具体的内容
2 無線局の免許 (開設計画の 認定)に係る 制度整備	(3)開設計画の認定の審査	<p>【総務省案】</p> <p>③電波の能率的な利用を確保するための技術</p> <p>【意見】</p> <p>ガードバンドを最小にして電波の能率的な利用を確保し、ネットワーク設備の低廉化により事業リスクを下げ、受信端末の低廉化を図って普及を促進するため、技術方式を ISDB-Tmm の 1 方式にすることを希望します。また、ビジネスの観点からも単一で大きなマーケットを育成するため、一つの技術方式にすることが妥当です。複数方式では、マーケットが細分化され、流通するコンテンツが重複するため、コンテンツ産業全体がマーケットから得られる総収入が減少し、コンテンツ流通促進の阻害要因となります。一つの技術方式の下に単一市場を形成することにより、関連事業者のリソースも集中でき、結果として経済への波及効果が得られます。</p>

<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備</p>	<p>(1)委託して行わせる放送に係る周波数</p>	<p>【総務省案】</p> <p>②上記①の放送対象地域毎に指定することができる周波数については、受託放送をする無線局に係る免許方針、放送の多元性の確保その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとする。</p> <p>【意見】</p> <p>割当てられた事業者により、単一マーケットが形成でき市場が拡大することを考慮した割当てを希望します。</p>
---------------------------	----------------------------	---

以上

意見書

平成21年8月7日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 102-0083

住所 (ふりがな) 東京都千代田区麹町1-8

氏名 (ふりがな) 全国FM放送協議会加盟

株式会社エフエム北海道(FM北海道)

株式会社エフエム青森(FM青森)

株式会社エフエム岩手(FM岩手)

株式会社エフエム仙台(FM仙台)

株式会社エフエム秋田(FM秋田)

株式会社エフエム山形(FM山形)

株式会社エフエム福島(ふくしまFM)

株式会社エフエム東京(TOKYO FM)

株式会社エフエム栃木(FM栃木)

株式会社エフエムラジオ新潟(FM新潟)

長野エフエム放送株式会社(FM長野)

静岡エフエム放送株式会社(K-MIX)

富山エフエム放送株式会社(FMとやま)

株式会社エフエム石川(FM石川)

福井エフエム放送株式会社(FM福井)

株式会社エフエム愛知(FM AICHI)

岐阜エフエム放送株式会社(岐阜FM)

三重エフエム放送株式会社(FM三重)

株式会社エフエム滋賀(FM滋賀)

株式会社エフエム大阪(FM大阪)

株式会社Kiss-FM KOBE(Kiss-FM
KOBE)

株式会社エフエム山陰(FM山陰)

岡山エフエム放送株式会社(FM岡山)

広島エフエム放送株式会社(広島FM)

株式会社エフエム山口(FM山口)

株式会社エフエム香川(FM香川)

株式会社エフエム愛媛(FM愛媛)

株式会社エフエム徳島(FM徳島)

株式会社エフエム高知(FM高知)

株式会社エフエム福岡(FM福岡)

株式会社エフエム佐賀(FM佐賀)

株式会社エフエム長崎(FM長崎)

株式会社エフエム熊本(FM熊本)

株式会社エフエム大分(FM大分)

株式会社エフエム宮崎(FM宮崎)

株式会社エフエム鹿児島(FM鹿児島)

株式会社エフエム沖縄(FM沖縄)

(以上 37 社共同)

全国FM放送協議会事務局

事務局長 ^{つきあひとみ}津坂一美

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
前文	<p>① 事業者の創意工夫を発揮し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツが提供される枠組みとする、との基本的考え方に賛同する。</p> <p>② 時間や周波数帯域を柔軟に利用することにより（中略）従来にはない新しい放送番組の実現が期待される、との考えは、時間や周波数帯域を柔軟に組み合わせる上で、周波数帯域を細かく分割することなく大括りで使用できることが前提となるため、これを評価する。</p> <p>③ （注）における「携帯端末向けマルチメディア放送」の定義で、対象とする受信機について、いわゆる携帯電話だけを対象にするのではなく、車載型の移動受信機も対象としていることが明記されていることに賛同する。また、いわゆるキッチンラジオのような、ポータブル型（可搬型）受信機も対象としていることと理解する。</p>
1 全体的な方針	<p>① 受託・委託放送制度の採用は、限られた周波数を効率的に利用し、かつ複数者が放送番組提供者として参入する枠組みとして適切である。</p> <p>② 受託放送事業者と委託放送事業者の関係においては、委託放送事業者にのみリスクを負わせるものではなく、マルチメディア放送</p>

	<p>全体の事業が円滑に進展するよう、エリア展開、受信機普及の進捗状況に応じて委託放送料を増減させるなど、受託放送事業者にも一定の役割、一定のリスクを取らせるものとするべきである。</p> <p>③ V-LOW 帯マルチメディア放送が新規サービスを含め十分発展できる帯域、エリアを持つインフラの構築を実現するためには、NHK による設備面、技術面での先導的役割を期待するものである。更にソフト事業者としても、公共放送の果たすべき役割を適正に担うべきであると考ええる。</p> <p>V-LOW 帯マルチメディア放送が国民の広いニーズに応えるためには、「民間放送事業者の果たす役割」と「公共放送事業者の果たす役割」の、両方がバランスを取って推進することが不可欠であると考えられるため、NHK が、放送波ダウンロード等、新たに拡張された機能も活用し、先導的役割をもって新たな放送サービスを担うような参画の仕方に期待する。</p> <p>④ 受託放送事業者、委託放送事業者ともに、受信機普及への計画が求められているが、全国向け、地方ブロック向け双方の受信機普及を鑑みれば、今回導入されるマルチメディア放送全てが受信可能な受信機の普及推進が最も望ましい。V-LOW・V-HIGH 全対応受信機を標準的な受信機として設定するなど、事業者個々のインセンティブを超える受信機普及施策について、サービス受給者である国民の利益を考慮国として取り組むことを要望する。</p>
<p>2 無線局の免許(開設計画の認定)に係る制度整備</p>	<p>① 地方特定基地局の配置及び開設時期に柔軟性を持たせることに賛成する。</p>

- ② 地方ブロック向けマルチメディア放送では、放送対象地域（地方ブロック）ごとに使用する周波数幅について、電波有効利用の観点から、技術基準の下で可能な限り大きくすることを基本とし、かつ、各ブロックに割り当てられる周波数幅は、ブロックごとの市場性を反映しメリハリをつけたものとするべきである。
- ③ 混信、特にFMとの混信は、FM放送事業者がV-LOW帯マルチメディア放送事業に参入意向を持つため、数値で画一的に判断するのではなく、相互理解のもと互いのメリットにつながるよう総合的に判断できる余地を残すべきである。
- ④ 技術基準について、地方ブロック向けマルチメディア放送を新しい魅力あるメディアとして成立させるためには、最低でも3セグメントの帯域確保が必要である。1セグメントを複数組み合わせるより、周波数帯域を大括りで利用することから時間や周波数帯域をより柔軟に利用できる3セグメント方式が実施できる技術基準とするべきである。
- ⑤ 特定基地局の配置及び開設時期についての審査基準は、世帯カバー率と鉄道、自動車による受信環境整備基準を個別に設定するのではなく、それらの組み合わせにより総合的かつ実質的な評価基準とするべきである。

<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備</p>	<p>① 表現の自由享有基準で、放送対象地域が重なる地上放送事業者の申請に配慮したことは適切と考える。今後決定される「一定の基準」については、地上放送事業者が、従来にない革新的なサービスの提供者として参入するのに制約とならないよう、帯域幅だけで規定するのではなく、帯域幅とサービス内容の両面で判断すべきである。</p> <p>② 番組規律は、マルチメディア放送が新しいメディアであり、その市場を新たに形成する必要があるという性格上、できるだけ制限をせず緩和することが望ましい。</p> <p>③ 「新規コンテンツ」の多寡の評価について、「新規」の意味は、既存の「放送チャンネル」に流れるコンテンツに対しての新規性であると理解する。また、既存の放送コンテンツについても、十分な付加価値をつけて提供するものについては新規コンテンツとみなすべきである。</p> <p>④ 「コマーシャルやショッピング番組」、「地域向けの情報」といった特定ジャンルの番組の多寡については、チャンネル単位で個別に判断することなく、マルチメディア放送全体のバランスとして総合的に見るべきである。また、無料放送と有料放送においても、特定ジャンルの番組の多寡について、異なるバランスの判断があるべきである。</p>
<p>4 その他</p>	<p>本方針(案)にて今後規定するとされる各種基準については、策定スケジュールの明確化を希望する。</p>

以上

別紙様式

意見書

平成21年8月7日

総務省情報流通行政局
放送政策課御中

郵便番号：105-0011

住所：東京都港区芝公園4-4-7

東京タワースタジオビル 7階

氏名：社団法人 デジタルラジオ推進協会
理事長 清水 洋二

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
全体	<p>地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送に向けたこの制度整備案は、平成20年7月に取りまとめられた「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の提言に沿って、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、新しい放送番組の実現が可能となるような枠組みとなっており、概ね賛成できる。</p> <p>また、この方針案が後の通信・放送の総合的な法体系によって大きな変更を求められることの無いよう、整合性には十分配慮いただきたい。</p>
3、委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査	<p>地方ブロック向け放送の委託放送業務に参入する放送事業者の比較審査にあたっては、省令に基づいて2003年以来実用化試験放送において、技術基準や新しいサービスの開発、実験で実績を積み重ねてきた放送事業者の実績、貢献を評価項目に入れるべきと考える。</p>

3. 「その他の事項」

マルチメディア放送は放送の精神に則り公共の福祉に資する「放送」メディアとして位置付けられ、発展することが肝要であり、不特定多数の受信機で放送が受信可能となるような制度整備を期待する。

現在、東京、大阪で実施しているデジタルラジオの実用化試験放送の受信端末は200万台に達しており、受信者保護の観点から、スムーズに「地方ブロック向け放送」の本放送に移行できるよう、制度整備を策定するよう希望する。なお、制度整備など諸事情により、本放送開始時期が延びるようであれば、それに応じ、7CHの実用化試験放送の期間を延長するなど、受信者保護に十分配慮した施策を望む。

標準規格（STD）や運用規定（TR）の検討には、2003年以來およそ6年にわたって実績を積み重ねてきている「デジタルラジオ」実用化試験放送の蓄積、ノウハウ等も十分活用すべきであると考えている。

意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局
放送政策課御中

郵便番号：105-8002

(ふりがな) みなとくはままつちょう

住所：東京都港区浜松町1-31

(ふりがな) ぜんこくれんらくきょうぎかい

氏名：デジタルラジオ全国連絡協議会

ブロック幹事会代表幹事 田村 光広

(株文化放送 取締役デジタル事業局長)

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
全体	<p>平成 23 年 7 月の地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送に向けた本制度整備案は、平成 20 年 7 月に取りまとめられた「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の提言に沿って、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、新しい放送番組の実現が可能となるような枠組みとなっており、概ね賛成できる。</p> <p>なお、本件意見募集とは別に、「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申（案）」に対する意見募集が行なわれているが、「通信・放送の総合的な法体系」の成立に先立って「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備」が行なわれるものと思われる。本方針案が後の通信・放送の総合的な法体系によって大きな変更を求められることの無いよう、整合性には十分配慮いただきたい。</p>
<p>1 全体的な方針 (3) 制度整備に当たっての基本的な考え方</p>	<p>映像・音響・データ等の様々な情報を組み合わせたマルチメディア放送では、特定の受信機向けに情報を送る通信的なサービスも考えられるが、放送の持つ公共性が損なわれないよう一定の配慮が必要と考える。</p>
<p>2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備 (3) 開設計画の認定の審査 ① 特定基地局の配置及び開設時期 イ 地方ブロック向け放送に係る基準 (7) 開設計画の認定の日から 5 年以内に、・・・</p>	<p>世帯カバー率の基準の策定に当たっては、地域によって異なる状況、例えば地形による置局の難易や、市場性による投資の効果を考慮し、一律な基準とするのではなく地域に即した基準とすることを要望する。</p>

<p>(イ) 放送対象地域内の各都道府県において・・・</p>	<p>都道府県によっては、地形の影響で相当な数の特定基地局を配置しなければならず、高額投資が必要となる。事業性を損なうような性急な基地局配置を求めるような基準とならないよう要望する。</p>
<p>ウ 鉄道、自動車等により視聴者が・・・</p>	<p>携帯端末や車載型の移動端末を主な対象とする本放送においては、鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備することは必要な事ではあるが、地方ブロック向けマルチメディア放送ではブロックごとの事業性や地理的条件を配慮し、一律な基準ではなく、地域に即した基準とすることを要望する。</p>
<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (1) 委託して行わせる放送に係る周波数 ②・・・放送対象地域ごとに・・・周波数・・・</p>	<p>地方ブロック向け放送において放送の多元性を確保するためには、あらゆる可能性を排除しない周波数の指定が望ましいと考える。</p>
<p>(2) 認定の審査 ①表現の自由の享有 イ 地方ブロック向け放送に係る委託放送業務</p>	<p>地方ブロック向け放送に関して一定の配慮がなされている点は評価できるが、メディア環境の変化に応じた、より一層の「表現の自由の享有基準」の緩和を期待する。</p>
<p>⑤新規コンテンツの占める割合</p>	<p>長年にわたり国民に支持され、信頼されてきた既存放送番組の活用は新メディア普及の一助となると考えられることから、新規と既存コンテンツを柔軟に編成できることが望ましい。</p>
<p>⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合</p>	<p>広告放送によるビジネスモデルにおいては、コマーシャルやショッピング番組は事業性を左右するものであり、また、制度によりその割合を規定することは放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきであると考えます。</p>

<p>⑪・・・その地域向けの情報（例：ニュース、・・・</p>	<p>地域向け情報の割合など番組内容を制度により規定することは、放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきであると考えます。</p>
<p>⑫その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項等</p>	<p>聴取者に長年親しまれているアナログラジオ放送をデジタルラジオで聴くことができることにより、デジタル受信装置の購入意欲が高まり、早期の普及に資するものと考えます。したがって、アナログラジオ放送のサイマル放送を行なうことが不利に扱われないような制度とすることが必要と考えます。</p>
<p>その他</p>	<p>放送メディアはNHKと民放の二元体制による切磋琢磨が、その発展、普及の原動力となってきた。こうした歴史的経緯に倣えば、地方ブロック向け放送の普及、発展にはNHKの参入が必要不可欠である。したがって、NHKの参入について制約を課さない制度とすることが望ましい。</p>

携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針
(案) について

東京都渋谷区渋谷1-17-7 全国婦人会館1階
特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟

生活環境部副部長 飛田 恵理子

ひだ えりこ

本案につきましては、平成19年11月26日に開催された「サービス等のあり方に関する懇談会」において消費者・生活者の立場からプレゼンテーションをさせていただいた者として、基本的には意をお汲み取り下さった内容であり賛成いたします。なお若干お願いしたいこともございますので、下記により私の意見を申し述べます。

記

1. 1 全体的な方針 (3) 制度整備に当たっての基本的な考え方
の文章中で「国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進に繋がるよう、・・・」と携帯端末向けマルチメディア放送の方向性を明示されたことは意義深い。
2. 2 無線局の免許 (開設計画の認定) に係る制度整備 (3) 開設計画の認定の審査
の文章中の「・・・比較審査を行うものとする。」の後に今後さらなる増加が見込まれる基地局に関し、次の通り加筆していただきたい。
「なお特定基地局の配置に当たっては、周辺の環境を守り地域住民との合意形成を図ることを原則とする。」
3. 3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査
の①～④はいずれの項目も不可欠である。幅広い年代に及ぶ視聴者へ、質の高いサービスが選ばれた事業者によって持続的に提供されるよう、公平かつ慎重な審査をお願いしたい。⑥についてはE.U諸国の規制などが参考事例になる。
⑩の端末の普及については、視聴者の新たな負担はもとより安全性・ユニバーサルデザインの視点・環境負荷への配慮などが求められる。

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

意見書

平成21年8月10日

住 所 とうきょうとみなとくろっぼんぎ 東京都港区六本木6-10-1 ろっぼんぎひるずもりたわー 六本木ヒルズ森タワー かい 33階

かぶしきがいしゃ 株式会社J-WAVE内 ない

氏 名 どくりつ 独立FM15社メディア開発研究会 しやめでいあかいはつけんきゅうかい 座長 ざちやう 小笠原 おがさわら 徹 とおる

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

なお、「独立FM15社メディア開発研究会」の会員構成については以下のとおりです。

<独立FM15社メディア開発研究会 会員構成（順不同）>
株式会社エフエム・ノースウェーブ 新潟県民エフエム放送株式会社
株式会社エフエムナックファイブ 株式会社ベイエフエム
エフエムインターウェーブ株式会社 横浜エフエム放送株式会社
株式会社エフエム富士 株式会社ZIP-FM
愛知国際放送株式会社 株式会社エフエム京都
株式会社FM802 関西インターメディア株式会社
株式会社CROSS FM 株式会社九州国際エフエム
株式会社J-WAVE 以上、全15社

<座長> 小笠原 徹（株式会社J-WAVE 代表取締役社長）

該当箇所	意見
全 般	<p>本案に基本的に賛成します。</p> <p>ただし、委託放送業務の認定の審査項目のうち、放送番組編集に関わる項目は、比較審査にのみ適用する事が適当であると考えます。</p> <p>今後の制度整備に当たって、再度意見を陳べる機会が得られるようご配慮をお願い致します。</p> <p>また、携帯端末向けマルチメディア放送の発展と、受信設備の早期普及の実現という観点から、NHKの技術的な支援、および放送サービスへの寄与を期待します。</p> <p>なお、参入希望調査に対応するため必要がありますので、以下の点についてご回答をお願い致します。</p>

意見書

平成21年 8月 3日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号:141-0031

(ふりがな)とつきょうとしながわくにしごたんだ えすでいあいごたんだ

住所:東京都品川区西五反田 7-13-6 SDI 五反田ビル 7F

(ふりがな)からさわ しゅんじろう

氏名(注1):唐澤 俊二郎

所属団体名:社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見等
<p>2 無線局の免許(開設計画の認定)に係る制度整備</p> <p>(3) 開設計画の認定の審査</p> <p>①特定基地局の配置及び開設時期</p>	<p>「ア 全国向け放送に係る基準」では「開設計画の認定の日から5年以内に、全国での世帯カバー率が百分の九十以上になるように特定基地局を配置すること。」ならびに「イ 地方ブロック向け放送に係る基準」では「開設計画の認定の日から5年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を踏まえ定める世帯カバー率の基準を満たすよう特定基地局を配置すること。」との記載があります。</p> <p>その特定基地局からの電波が使用する周波数は 207.5～222MHzと 90～108MHzのいわゆる VHF 帯域の地上アナログ放送跡地であり、その電波のケーブルテレビ施設や共同受信施設への飛込みによる混信障害の恐れがあります。そのため、特定基地局の置局については十分に考慮されるようお願い致します。</p> <p>混信障害の恐れについては、特に、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」(情報通信審議会 平成 16 年諮問第 8 号 第 6 次中間答申)にありますケーブルテレビ局に対するデジアナ変換や既存の共聴施設に対して、特定基地局の設置場所やその送信出力によって多大の地域に影響を与える懸念があります。これらの問題が生じた場合、無線局設置の受託放送事業者に特定基地局の設置場所の迅速な情報提供や当該基地局出力の減衰、送信ビームの調整などを要請又は調整できるような会議体等の仕組み作りのご検討願います。</p> <p>また、特定基地局の管理や干渉により既存の視聴世帯に障害が起きた場合の対策(費用の補償等)など、今後の制度整備において考慮されたくお願い致します。</p>

意見書

平成21年7月31日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 101-0061
住所 東京都千代田区三崎町1-3-12
水道橋ビル9階

(ふりがな) ざいだんほうじん にほんしょうひしゃきょうかい
氏名 財団法人 日本消費者協会
広報部 三浦佳子

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見
<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備</p> <p>(2) 認定の審査</p> <p>委託放送業務の認定に当たっては、以下の事項を基本としつつ、放送の普及及び健全な発達を図る観点から関係法令に基づく審査を行うこととし、各放送対象地域において指定することができる周波数が不足する場合には比較審査を行うこととする。</p> <p>②事業計画の確実性</p> <p>③全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての番組の多様性の確保</p> <p>④効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保</p> <p>⑤新規コンテンツの占める割合</p> <p>⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合</p> <p>⑦成人番組等青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組の有無</p> <p>⑧放送番組の製作取引の適正性の確保等のための具体的な計画</p>	<p>「携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備に関する基本的方針（案）」について、何点か意見を述べたいと思います。</p> <p>まず、「いわゆるショッピング番組」については、現在地上放送や衛星放送において非常に多く放送されています。このような番組が好きで見ている方もいらっしゃるでしょう。いやなら消せばよいのですが、ただ無意識に番組をつけている方もいらっしゃると思います。好むと好まざるとにかかわらず、電波により番組が流れてくるというのは、感覚的には、頼んでもいないのにセールスマンが家の中まで商品をアピールしにきていることと同じであり、「不招請勧誘」的なところもあると思っています。また、このような番組に関するトラブルも増加傾向があると認識しています。</p> <p>また、マルチメディア放送の使用する周波数は、今まさに私たちが協力して押し進めている地上デジタルテレビジョン放送の完全移行の後、はじめて使えることのできる周波数で行うものです。ショッピング番組は事業者にとって儲かるのかもしれませんが、このように苦勞して空けた周波数がショッピング番組ばかりが占めるようであれば、地上デジタルテレビジョン放送に移行する意義はないと思います。電波は公共性の高いものであり、よって、「ショッピング番組等の割合について審査する」ことが必要だと考えます。</p> <p>次に、「成人番組等青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組」についてで</p>

- ⑨個人情報の保護のための具体的な計画
- ⑩受信設備の早期普及のための具体的な計画
- ⑪地方ブロック向け放送については、各放送対象地域において、その地域向けの情報（例：ニュース、天気予報、道路交通情報、観光情報、行政情報等）の占める割合
- ⑫その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項 等

す。マルチメディア放送は、一人一人の視聴者が、携帯電話等により、いつでもどこでも放送を受信することが可能となるものと考えられます。これまでの家中で視聴していた形態と異なり、メディアリテラシーがまだ不十分な青少年が、保護者の目の届かないところで、このような番組を視聴することには、疑問を感じます。「表現の自由」の名の下、何でもありというような番組は受け入れられないと思います。「規制」ではなく「規律」を重んじていただき、上質なコンテンツの提供を求めます。

最後に、マルチメディア放送には携帯電話事業者が参入を希望していると認識しています。ここで、加入している携帯電話事業者によって、受信できるマルチメディア放送の番組が限定されるようなことはあってはならないと思います。各携帯電話の端末へのサービスの加入があるかないかによって受信できるマルチメディア放送の番組に違いがあることなど、視聴者を困り込むような形態を認めない仕組みや事業者の取り組みを期待します。

以上

意見書

2009年8月7日

総務省情報流通行政局
放送政策課

御中

〒100-8543

東京都千代田区内幸町2-2-1

日本プレスセンタービル7階

社団法人日本新聞協会

メディア開発委員会

委員長 大久保 好 勇

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

【別 紙】

2009年8月7日

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」
に対する日本新聞協会メディア開発委員会の意見

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般総務省が示した「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」に関して、下記の意見を述べる。

当委員会は1985年の通信自由化以降、情報の自由な流通を支えるインフラの在り方は、国民生活や産業基盤のみならず、言論・表現の自由にもかかわるとの観点から、電電公社時代に蓄積した資産を基盤として強大な市場支配力を有するNTTの在り方について、電気通信役務の提供という本来業務を逸脱する行為は厳に慎むべきであると指摘してきた。

地上テレビ放送の完全デジタル化によって利用可能となる貴重な周波数を用いた携帯端末向けマルチメディア放送は、放送と通信が融合した新しいサービスの提供により、豊かで多様な情報社会を実現するものとして期待されている。

同放送が円滑に普及し、国民が多様な情報を享受するには、参入事業者間の公正な競争条件を確保し、自由で開放された環境で事業が発展することが肝要である。特殊法人であるNTTおよびNTT東西地域会社はもとより、これら3社の子会社や関連会社が同放送事業に参入する場合は、出資の在り方も含めて節度ある対応が求められる。

以 上

平成21年8月10日

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する
基本の方針（案）」に対する意見について

1. 名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地および連絡担当者氏名等

社団法人 日本民間放送連盟

会長 広瀬道貞

〒102-8577

東京都千代田区紀尾井町3-23

2. 意見につきましては、文書のほか、mulme-broadcast@soumi.go.jpあて、電子メールでもお送りいたします。

平成 21 年 8 月
(社) 日本民間放送連盟

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する
基本の方針(案)」に対する意見

携帯端末向けマルチメディア放送（以下、マルチメディア放送）の実現に向けた制度整備に関する基本の方針(案) に対し、下記の意見を表明するので、今後の検討に反映していただくよう要望する。なお、具体的な制度整備にあたっては、当連盟として改めて意見を表明したい。

記

1. 「全体的な方針」

- ・ 限られた周波数に複数の事業者が放送番組を提供する者として参入できるように「受託放送・委託放送制度」を採用することは、放送施設の整備に多額の資金を要することからも適切であると考えます。

2. 「無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備」

- ・ 「特定基地局の配置及び開設時期」について、開設計画の認定の日から「5年以内」とする期間と、世帯カバー率の基準に、柔軟性を持たせることが適切であると考えます。
- ・ 基本の方針（案）が示したとおり、地方ブロック向け放送について、地域事情の違いを踏まえ、世帯カバー率の基準に柔軟性を持たせることは適切である。

3. 「委託放送業務の認定に係る制度整備」

- ・ 委託放送事業者の認定の比較審査において、「新規コンテンツ」「いわゆるコマーシャルやショッピング番組」「地方ブロック向けの放送については、その地域向けの情報」といった特定の番組(情報)の占める割合や、「放送番組の製作取引の適正性の確保等のための具体的な計画」に着目して優劣を決める方針が示されている。しかし、これらの事項のほとんどは放送事業者の「番組編集の自由」にかかわるものであり、規律強化にあたるため不適切であると考えます。さらに、これらの事項が、いかなる「視聴者の利益」のために必要とされるのかが、現行法上の論拠を含めて判然としない。したがって基本の方針の確定にあたっては、規律強化の目的やこれらを必要とする理由などについて十分な説明がなされるよう要望する。また、「成人番組等青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組の有無」の事項は基準があいまいで、恣意的な運用が懸念されるため、特別衛星放送の比較審査基準（放送法関係審査基準の別

紙2)を参考に「成人向け番組の有無」と修正するよう要望する。

- ・ 当連盟は、これまで地上放送のハード・ソフト分離制度について「放送内容について行政の関与がこれまでより強まるのではないか」という危惧を表明してきた。マルチメディア放送の制度整備を進めるにあたり、放送事業者にそうした危惧を抱かせぬよう、慎重な配慮を要望する。

4. 「その他の事項」

- ・ NHKはこれまで、地上放送やBS放送の普及・発展を先導してきた実績があり、マルチメディア放送においても、NHK全体の予算や人員の拡大につながらない範囲で、公共放送としての「先導的役割」が期待される場所である。同放送への参入は、一義的にはNHKが視聴者ニーズなどを勘案しながら検討するものであるが、今後の制度整備にあたってはNHKの参入に制約を課さないよう要望する。
- ・ マルチメディア放送は受信機ゼロから立ち上げるメディアであり、その位置付けや社会通念などが定まっていないことに鑑み、番組規律はできるだけ緩和することが望ましいと考える。
- ・ マルチメディア放送を全体として国民・視聴者の利便性に適うメディアとするため、受信機器の在り方を含め、全国向け放送と地方ブロック向け放送を包含した、一体的な普及政策の確立を要望する。

以上

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する
基本の方針(案)」に対する意見

項目	意見
全体	<ul style="list-style-type: none"> 携帯端末向けマルチメディア放送（以下、マルチメディア放送）の実現に向けた制度整備に関する基本の方針(案) に対し、下記の意見を表明するので、今後の検討に反映していただくよう要望する。なお、具体的な制度整備にあたっては、当連盟として改めて意見を表明したい。
1. 全体的な方針 (2) 参入の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> 限られた周波数に複数の事業者が放送番組を提供する者として参入できるように「受託放送・委託放送制度」を採用することは、放送施設の整備に多額の資金を要することからも適切であると考えます。
2. 「無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備」 (3) 開設計画の認定の審査	<ul style="list-style-type: none"> 「特定基地局の配置及び開設時期」について、開設計画の認定の日から「5年以内」とする期間と、世帯カバー率の基準に、柔軟性を持たせることが適切であると考えます。 基本の方針(案) が示したとおり、地方ブロック向け放送について、地域事情の違いを踏まえ、世帯カバー率の基準に柔軟性を持たせることは適切である。

項 目	意 見
<p>3. 「委託放送業務の認定に係る制度整備」</p> <p>(2) 認定の審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託放送事業者の認定の比較審査において、「新規コンテンツ」「いわゆるコマーシャルやショッピング番組」「地方ブロック向けの放送については、その地域向けの情報」といった特定の番組(情報)の占める割合や、「放送番組の製作取引の適正性の確保等のための具体的な計画」に着目して優劣を決める方針が示されている。しかし、これらの事項のほとんどは放送事業者の「番組編集の自由」にかかわるものであり、規律強化にあたるため不適切であると考え。さらに、これらの事項が、いかなる「視聴者の利益」のために必要とされるのかが、現行法上の論拠を含めて判然としない。したがって基本方針の確定にあたっては、規律強化の目的やこれらを必要とする理由などについて十分な説明がなされるよう要望する。また、「成人番組等青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組の有無」の事項は基準があいまいで、恣意的な運用が懸念されるため、特別衛星放送の比較審査基準(放送法関係審査基準の別紙2)を参考に「成人向け番組の有無」と修正するよう要望する。 ・ 当連盟は、これまで地上放送のハード・ソフト分離制度について「放送内容について行政の関与がこれまでより強まるのではないか」という危惧を表明してきた。マルチメディア放送の制度整備を進めるにあたり、放送事業者にそうした危惧を抱かせぬよう、慎重な配慮を要望する。
<p>4. その他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHKはこれまで、地上放送やBS放送の普及・発展を先導してきた実績があり、マルチメディア放送においても、NHK全体の予算や人員の拡大につながらない範囲で、公共放送としての「先導的役割」が期待されることである。同放送への参入は、一義的にはNHKが視聴者ニーズなどを勘案しながら検討するものであるが、今後の制度整備にあたってはNHKの参入に制約を課さないよう要望する。 ・ マルチメディア放送は受信機ゼロから立ち上げるメディアであり、その位置付けや社会通念などが定まっていないことに鑑み、番組規律はできるだけ緩和することが望ましいと考える。 ・ マルチメディア放送を全体として国民・視聴者の利便性に適うメディアとするため、受信機器の在り方を含め、全国向け放送と地方ブロック向け放送を包含した、一体的な普及政策の確立を要望する。

以上